

令和2年度 奥山排水処理施設放流水【処理水槽】(2月)

(1)放流水の水質(月1回、週1回及び放流14日毎に1回実施項目)

項目	単位	基準値	測定回							測定頻度
			1	2	3	4	5	6	7	
採水日	—	—	R3.2.2	R3.2.3	R3.2.12	R3.2.12	R3.2.17	R3.2.24		—
検査結果日	—	—	R3.2.12	R3.2.22	R3.2.26	R3.2.26	R3.3.5	R3.3.11		—
水素イオン濃度(pH)	—	5.8~8.6					8.1			月1回※
生物学的酸素要求量(BOD)	mg/l	≦8(日間平均)					1.6			月1回
化学的酸素要求量(COD)	mg/l	≦20(日間平均)	0.7	1.5	2.1		2.2	4.3		週1回
浮遊物質(SS)	mg/l	≦10					1			月1回
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	mg/l	≦4					<1			月1回
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	mg/l	≦24					<1			月1回
フェノール類含有量	mg/l	≦0.02					0.016			月1回
銅含有量	mg/l	≦0.1					<0.005			月1回
亜鉛含有量	mg/l	≦2					<0.01			月1回
溶解性鉄含有量	mg/l	≦1					0.12			月1回
溶解性マンガン含有量	mg/l	≦3.9					<0.01			月1回
クロム含有量	mg/l	≦1.6					<0.03			月1回
大腸菌群数	個/cm ³	≦1					0			月1回
窒素含有量(T-N)	mg/l	≦8(日間平均)	<0.3		<0.3			0.7		放流14日毎 若しくは月1回
磷含有量(T-P)	mg/l	≦0.5(日間平均)	<0.05		<0.05			<0.05		放流14日毎 若しくは月1回
ニッケル含有量	mg/l	≦1.6					<0.01			月1回

【備考】

採水箇所は処理水槽

※ pHの測定は、放流日毎に実施しており、第三者機関での測定を月1回実施している。

測定頻度		
クリーン21出口(測定箇所C)	奥山出口(測定箇所A)	特定事業場敷地出口(排水口A)
月1回	月1回	毎放流日 ^{※5}
月1回	月1回	月1回
週1回	週1回	
月1回	月1回	月1回
月1回	月1回	月1回
月1回	月1回	月1回
月1回	月1回	月1回
月1回	月1回	月1回
月1回	月1回	月1回
月1回	月1回	月1回
月1回	月1回	月1回
月1回	月1回	月1回
月1回	月1回	月1回
放流14日毎若しくは月1回 (維持管理計画では月1回)	放流14日毎若しくは月1回 (変更届では2週に1回)	放流3月毎
放流14日毎若しくは月1回 (維持管理計画では月1回)	放流14日毎若しくは月1回 (変更届では2週に1回)	放流3月毎
月1回	月1回	月1回

※1 第9条の3第5項には、届け出た維持管理計画に従い維持管理することとある

※2 奥山埋立処分地の浸出水を処理しているため、埋立処分地の基準が適用される

※3 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(S52年3月14日総理府・厚生省令第1号)」及び「一般廃棄物処理事業に対する」

※4 有害物質が含まれない場合は測定を省略できる(施行規則別表第10備考1)

※5 保健所協議によって、各施設で毎日測定することに代えることができる。ただし、その場合も法令で定める年1回の測定は必要であり、また各施設で異常値があった場合は、直

指導に伴う留意事項について(S52年11月4日環整第95号)」

直ちに排出口Aで測定し確認を行う。